

# 不勞增價と課稅政策

前田稔靖

## 目次

緒言

第一節 不勞增價の意義

第二節 不勞増加の原因

第三節 課稅政策

要言

## 緒言

經濟社會に於て、勞働者は富の生産に缺くべからざる要素なるにも拘らず、富の生産せられたるが爲め却て迫害せられ、富者は益富み貧者は愈々社會の下層に沈淪し、その懸隔を太しからしむるものは何故であるか。言ふ迄もなく此は現代の社會組織に於て、私有權制度が認められ、分配の公平を失したる結果であ

る。此制度の下に於ては、一面に於て自己の資本及勞力に關係なく、全く不勞的に社會の進歩に伴ふて生ずる増價を壟斷し、所謂蒔かすして蒔る階級の現るゝと共に、又他面に於て如何に蒔けども蒔ることを得ざる階級を生じ、茲に社會の重大なる弊害を醸成するのである。此の如きは實に社會進歩の罪であつて、その由つて來る所は、畢竟社會の一部の階級が何等勞せずして不當に増價を獲得することにあり。従て余は茲に此の如き不勞増價の經濟上并に社會上に於ける重要な意義を攻究し、併せて之に對する國家の政策を叙へたいと憶ふ。

## 第一節 不勞増價の意義

不勞増價即ち *unearned increment* (或は *unverdienter Wertzuwachs*) なる語は、ゼー、エス、ミルガその大著經濟原論に於て、初めて用ゐたる言葉であるが、不勞増價なる思想そのものは、之をアダム、スミスの富國論及リカルドの經濟原論に於て見ることが出来る。(1)ミルの説明に依れば *unearned increment* とは、個人の勞力資本に關係なく生ずる價値の増加なりと謂ひ、その増價成立の狀況を *They grow richer, as it were in their sleep, without working, or risking, economizing.* の語を以て形容した。即ち彼

等が睡眠せる間にも、何等の働なく危険を冒すとなく又節約なくして、全くポケットに手を入れたまゝ握り得る富である。換言すれば不勞増價とは之を個人に結び付けて考ふるときは、勞せないで獲るものである。學者或は之の點より不勞利得の語を用ゆるものがある。(2)ミルは主として地代及地價に就て不勞増價を論じたのであるが、不勞増價にして既に前述の意味に解するものとすれば、單に土地に關してのみ起る現象ではない。動産不動産を問はず凡ての財産に就て之を言ふとが出来る。即ちセリグマンの言を藉りて云ふときは、彼の新聞の價値の如きも亦その一例である。一村落が發達して漸次有望の都市となるに連れ、新聞の價値は街角敷地の價値と均しく、編輯員が從來に比して努力を加ふることを要せずして自然に昂進し、その發行紙數は土地の價値を騰貴せしむると同一の社會的勢力の發動に由りて増加すべきである。乍併土地は他の財産とは種々の點に於て異なるの結果、財産の自然増價中最も顯著なるものは、土地の自然増價である。(3)蓋し土地は他の凡ての生産物と異り、その地位面積及地味等に於て、所謂獨占的性質を持つて居る。土地は人類の存在以前に成立し、決して人類の手によりて生産せられたるものではない、神は地球を今日の大き

に作りたるため、人間の力を以てしては如何とすることは出来ない。(4)即ち土地の廣袤には自ら限度がある、従て縱令ロスタチャイルド又はバンダーピルトの力を以てするも、之に尺土の面積を加ふることは出来ない。反之一般の製品に至つては、縱令その供給は需要に依りて制限せらるゝと雖も、殆んど無限に之を生産することが出来る、之れ帽子靴上衣等の一般生産物と、土地とを同一の法則に従はしむることを得ざる理由である。經濟上に於て獨占價格を有するものと然らざるものとは、之を同一に取扱ふことは出来ない、尤も獨占性を有するものは必ずしも土地のみに限らない、彼の美術品骨董品等に於ても之を見ることが出来る。乍併就中最も顯著なるものは土地である。(5)従て余は本論に於ては主として最も特色ある、又經濟上社會上に於て重大なる意義を有する土地の不勞増價のみに就て論ずる心算である。學者或は不勞増價と言はずして土地に就ては特に自然増價の語を用ゆる者がある。若し自然増價の意味が所謂社會の進歩 (progress of society) の結果に成る増價であつて、其人が自己の増價を獲べき原因を有せざる場合を指すならば、吾人の謂ふ所と同一である。畢竟するに之を個人より見て利得の觀念より出發する時は不勞利得となり、之を客觀的に

社會的に見る時は不勞增價又は自然增價となる譯である。而して茲に謂ふ不勞增價は決して主觀的なる使用價值の增價では勿論ない、必ずや交換價值の増加でなければならぬ。

(1) J. S. Mill; principles of political economy, bk. V. chapter II.

(2) 經濟論叢第十四卷第六號、小川博士、不勞利得税を論ず

(3) 同上

(4) W. H. Dawson; The unearned Increment, chapter VI, p. 78.

(5) Palgrave: Dictionary of political economy. Vol II p. 382.

## 第二節 不勞增價の原因

不勞增價の根本的原因は、今日の社會制度たる私有權制度に在るは勿論であるが、不勞增價を發生せしむる直接原因は、社會の進歩或はミルの所謂 *general circumstances of society* 即ち個人と没交渉なる社會的環境に在る。社會の進歩は人口の増加を伴ひ、人口の増加は都市村落等の公共團體の膨脹を促がし、従て此等人口の蝟集する地方の地價及地代は、驚く可き速度を以て増加し、之を歸納的

に實例を擧げて論證する迄もなく、今日に於ては地價の上騰程吾人に統計上の怪異を示すものはない。而して此等公共團體の發達の結果は、或は道路橋梁港灣鐵道等の交通機關の發達となり、又都市の設備として公園上水下水燈火等の公共の改良事業として表はれ、或は國家的施設として博物館學校等の文化的各種の營造物の設置を見るに至るのである。之れ即ち社會の進歩である。此の如く各種の公共改良事業起り、地價は上騰し、地主は永久的に利益を享くるにも拘らず、而も殆んどその費用に寄與する所はない。人若し前掲の施設が果して地價を上騰せしめ、又價格の維持に必要なものなりや否やを疑ふ者あらば、彼等が現在利益を享くる此等諸種の改良物を除却せる場合を想像すれば、直ちに分明る。今例は此等の改良設備に關する注意を、都市の一部より他の一部に移すものと假定すれば、困却されたる地域の道路衛生状態は、忽諸に附せられ、その地價は低下するに反し、注意の拂はるゝ場所は漸次その價格を上騰することゝなるのである。之に由りて瞭なるが如く、都會地の地價は公共の改良物に由りて維持せられ、且増加せらるゝものである。而も、此等の改良物たるや土地所有者の出資に依りて遂行せらるゝにあらすして、實に社會多數人の費用によりて

爲さるゝのである。更に奇異に感ぜらるゝことは、此の如き方法にて地價を増加せしむる公共團體は、事實上地主の爲めに地價を上騰せしむる特權に對し、その代價を仕拂ひつゝあることは是である。蓋し人口の増加公共の改良物及其他の社會上の原因により、都會地の地價上騰するに連れ、居住者に對し要求せらるゝ地代は、一層昂騰を示すが爲である。ドウソンはその著不勞増價論に於て、地價増加の原因を分ち、(一)人口の増加(二)公共の改良物の二とした。又學者によりては自然増價の要素を(イ)一般の事情(ロ)個人の事情(ハ)公共團體の施設(ニ)資本の四に分つものがある、乍併皆之を社會の進歩なる觀念に包含せしむることが出来る。苟も個人の勞作に關係なく、社會の一般的進歩に由りて生ずるものは、不勞増價となすべきである。乍併實際問題としては、如何なる部分が個人の勞作に由り、又如何なる程度に於て不勞増價を認むべきや、此種の辨別は決して容易ではない。小川博士はその近著租稅論に於て、所謂不勞利得の原因を分別して、(一)國家的原因(二)社會的原因(三)經濟的原因の三とした。尤も同博士は單に土地のみに限らず一般的に各種のものにつき不勞利得を論述せられ、殊に從來不勞増價の原因を最も廣義に社會の進歩なる語を以て表示せるに反し、不勞利得

の原因につき、その内容を細別し之を明瞭にした點に特色がある。(6)而して此の説明は又勿論土地に關して最も良く適用せらるゝのである。即ち國家的原因とは、國家及公共團體の行爲に存するのである。例へば或はそれが立法の上に表はるれば、國家が相續法を定めて不勞利得の原因を作り、又それが一般行政の上に表はるれば、國家公共團體の行政上の各種の施設が不勞利得の基礎を培ふものである。又社會的原因とは、例へば一地方に人口の集中するが如き、資本の増加風俗の變遷等の社會的事情の變動より來るものである。尙經濟的原因とは貨幣價值の下落一般物價の騰貴景氣不景氣等の經濟的各種の現象を指すのである。以上の三者を以て略所謂社會の進歩なる言葉の内容を明かにすることが出来る。從て不勞利得は種々の形を採りて表はれ、相續贈與財産の自然増價、投機利得、景氣利得、戰時利得等はその主なる場合である。而して土地に關しても亦同様の形式を以て表はれる。就中土地に關する不勞増價從て又不勞利得の原因中、最も重大なるものは土地の投機である。進歩せる社會に於ては、地價の上騰限りなき爲め、常に投機的性質を有して居る。從て土地投機業者は營利の目的を以て、一時的に土地を購入するも、此の場合恰も葡萄酒を貯藏する



と同じく、單に占有し何等の改良を加へずとも、市場に於て賣買せらるゝや、直に價格の上騰と不勞利得とを豫期することが出来る。即ち之を正しく言ふ時は、恰も社會の進歩てふ蓋然性若は可能性に對する一種の賭博の如く、投機者は之によりて利得を爲すに反し社會全體は損失を被るのである。而も今日の土地私有權制度の下に於て、土地所有權者が此の如き社會的能因によりて生ずる價値の全増加額を壟斷する權限を有する限り、恐らく此種の賭博の歇む時はないのである。又此種の賭博は啻に都會地及其附近に於て行はるゝのみならず、文化の漸進するに従ひ、遠く山間僻陬の地に迄及び、土地投機業者は未だ自己所有の土地を踏まず、單に地圖によりてその地位を推知し得るにもせよ、尙克く毎年その地價は昂騰を續け、莫大なる富を積むことが出来る。此の如きは實に不勞増價の最も太しき場合である。

顧ふに假りに土地の私有權制度存在せず、國家が之が保管者たり又大地主たる場合を想像するも、地價の増加は必然的に社會の進歩に伴ひて起り、人の力を以てしては之の趨勢を防止することは出来ない。地價なるものは個人的并に共同的の所有の事實如何に不拘昂騰する傾向を有するものである。乍併此等

の昂騰せる地價の全部若は一部を一個人の壟斷に委するときは不勞利得となり、社會正義の要求に反するものである。又此の如き場合自然的に増價を防止することは恐らく不能ならんも、人爲的の價格増加を制止することは、可能なるのみならず又至當の所置であらねばならぬ。故に此種の不勞増價の全部又は一部を、何等かの方法によりて社會の有に歸するものとするならば、土地投機に對する誘因は減少し、從て地價増加なる現象も、從前に比し一層健全且社會より見て無害なる原因に繋ることとなり、社會の人々は單に金錢を得るの喜悅のみ爲め、投機を爲すことを止め、從て偶然利得に對し何等の希望なきに至るときは、土地投機并に不勞利得に對する誘因は、雲消霧散し社會の正義を維持せらるゝのである。

(9) 小川博士著租稅論第七章五三八頁

### 第三節 課稅政策

或は以上の如き說に對して、反對の聲をあげ抗辯を試るものがないではない。乍併個人の利益と社會全體の福祉とが合致するときは兎に角、その相背反する

ときは、勿論個人の利益を犠牲にして社會の利益を主張すべきである。従て若し此の如き増價額を社會の有に歸せしむる途ありとすれば、寔に之れ十方盡界の妙法である。ミルも既に此の如き社會的に醸成せられたる不勞増價額は、之を奪ふとするも、何等私有權制度を侵害するものにあらざる旨を述べて居る。

(7) 誠に此等の方法を擧ぐれば、(一)土地を國有とすること (land nationalization) (二)一般的に土地の不勞増價を國家に奪ふこと(三)特殊の原因による場合のみに不勞増價を奪ふこと(四)の三個の場合を想像することが出来る。

(一) 先づ土地の國有を實行することである。既に述べたるが如く、苟も不勞増價が今日の社會制度たる土地の私有を認むる點に、根源を發するものとすするならば、須くその根元に溯りし原因の發生を艾除するの方法を講すべきである。元來此種の論は社會主義者の多くが主張する所であるが、その方法の最も大膽にして徹底的なるものは土地國有論者の主張であり、就中最も著名なるものはヘンリー デ ヨー デ 氏の議論である。氏はその貧困と進歩なる著書中に於て、土地の私有權制度は貧困の源泉であり、又凡ての社會的害惡の根元である。元來土地は人の勞働に由りて造り出したるものにあらざるが故に、之を個人の所有に

屬せしむるが如きは、正義 (Justice) の觀念に戻るものなる旨を述べ、更に土地の私有は勞働者を奴隸化するものであつて、社會の進歩を阻止し、社會の病弊たる貧困を益大しからしむるが故に、之が救濟手段は凡ての土地を國有となすの外途なき旨を主張して居る。又極端なる土地國有説を奉せざる者と雖も、土地私有權制度に對しては、之に制限を設くべしと主張するものが尠くない。即ち此種の思想はリカルド及ミルの説に於て見ることが出来る。ミルはリカルドの説に従ひ、社會の進歩に伴ひて生ずる地代の騰貴を以て、不勞増價とし、此の如き増價は國家公共團體の働に由るものなるが故に、之を個人に與へずして國家に收むべしと説いて居る。が、氏の主張は寧ろ將來の増價を奪ふことにある。乍併土地國有論者の支持者は、此の如きとを以て満足せず、啻に將來の増價のみならず古く過去に溯りて沒收し、土地を悉く國有となさなければ止まないものである。顧ふに土地國有論の理論的根據に就ては殆んど之を争ふ者はない、乍併その實行上に於ては種々の困難を生じ不可能である。抑も土地の私有制なるものは必ずしも必至的の制度にあらざるにもせよ、歴史的に發達せる生産物として今日社會の一般的利益と調和して矛盾なき以上、そこに存在の理由があらねばなら

ぬ。従て若し土地の國有を斷行せんとすれば、必ずや相當の賠償を與ふることが必要であり、然らざれば不當に既得權を侵害することとなる。然るに此の如きは人口稀薄にして未開なる地方ならば兎に角、方今文明國に於ては巨額の出資を要し、到底國家はその負擔に堪ふることは出来ない。或は説をなして、地主が土地の利益を壟斷するは一種の公盜であつて、而も過去より將來に互る繼續犯なるが故に、寸毫も賠償するの必要なしと謂ふものがある。乍併又他面より考ふる時は、自ら努力して得たる物に對して使用收益の權利を認むることは正義の要求であつて、之れ私有權の認めらるゝに至つた倫理的經濟的理由である。果して然らば之に何等の賠償を與へずして奪ふが如きは却て正義の要求に反することとなる。

土地國有論に關連して單一稅論の主張を看過する譯には行かない。古來單一稅論は種々の形式例へば單一所得稅論單一消費稅論單一地租論單一地價稅論單一資本稅論等に分れ、その主張も相異なるものであるが、(8)就中土地に關する單一稅論者の主張に就て見るに、土地は神の創造物であつて、人の勞力の結果ではない。従て何人と雖もその別有を主張する權利はない。而して地價の増加は

主として社會の進歩に歸因し、土地自身と均しく人の努力の結果ではない。従つて之は素より當然社會の有に歸すべき不勞増價である。又土地の私有權は凡ての社會的害惡の源泉である。故に國家は當然自己の有に歸すべきものを取りて、その禍根を斷つ義務がある。此種の社會問題を解決するの途は、實に之の方法に依るの外途はないのである。又所謂單一稅聯盟綱領に依れば、單一稅は勞働問題を解決し、貧困を除去し、凡ての職業の賃銀を最高に迄引上げ、凡ての人に慰安と休息とを與へ、文明の恩惠に浴せしむるが如く、多量の生産を爲し、公平なる分配をなさんことを期すと。要するに單一稅論の一般的理論は略以上の語を以て盡きる。即ち土地の不勞増價を國家の手に收むるの一方法として單一稅に依らんとするのである。乍併此種の主張に就ては租稅理論より見て、幾多の缺陷を有し、到底之を支持することは出來ない。その一は財政上の缺點である。單一稅は彈力性を缺くが故に、財政上の需給關係に應じ伸縮することを得ない。その二は政治上の缺點であつて、單一稅を採用する時は、凡ての關稅を廢止することゝなり、内國産業を保護する制度の如きは存在することを得ず、爲めに國策上政治上の武器を失ふことゝなり、又、此處に保護問題を全く除

外するとするも、關稅殊に輸入税を財政上其他の目的に利用することを得ざることとなる。その三は道徳上の缺點であつて、單一稅論者は好んでその論據を正義に求めんとするも、却て租稅賦課の正義に對する二大原則たる普遍(universality)及公平(equality)の原則に背反することとなる。從て如何に不勞増價の事實ありとするも、決して單一稅論に正當なる理由を與ふるものではない。その四は經濟上の缺點であつて、之を貧困なる社會及新開の社會に及ぼす結果より見るも、又一般農民及農業に及ぼす結果より見るも、將又富者階級に及ぼす結果より見るも、重大なる缺陷がある。殊に單一稅論はその論據を所謂利益説に置くものであつて、今日租稅の根據として認めらるゝ給付能力説と相容れざるものである。以上の如く單一稅論には種々の缺點がある。乍併本論は多く苛斂誅求の弊の太しき時若くは租稅が不公平に配分せられ、人民の間に不平の聲盛んなる時に主張せられ、所謂社會改良の高調せられたる時に於ける有力なる武器なりし點より稽ふる時は、少くともその歴史的價值あることは之を争ふことは出来ない。

(二) 一般的に土地の不勞増價を國家に奪ふ方法は主として、相續稅贈與稅及土地増價稅等の課稅政策である。

甲 相續稅 相續稅は相續開始の際に課徵するものであつて。相續人より見れば全く一の偶然利得であり、又不勞増價である。而も相續人が被相續人に對して親等の隔るに連れ、その不勞増價性は一層増大する。從て國家は相續財産の額と親等の關係より見て課稅政策を定むるの必要がある。又之を租稅の給付能力說より謂ふも、大なる財産を相續するものは、小なる財産を承繼する者よりも、租稅を仕拂ふ上に於て感ずる苦痛は割合に小であり、その給付能力は大である。從て一層高き率を課し所謂相續財産の大きさによる從量累進の方法を探るが至當である。又同額の相續財産にても親等の近き者は遠き者よりも、一層多く當然なりと考ふる結果、その課稅に依る苦痛は大である。反之親等の遠き者程その苦痛は減少するが故に、給付能力は大である。從て所謂從質累進とも云ふべき、相續人と被相續人との間の親等による特殊なる累進率を適用するとが至當である。(9) 勿論此等のことは今日學說及實例に於て一般に認めらるゝ



所であつて、例へば我國の租税法に於ても、之を家督相續及遺産相續の場合に於て税率の相異を認むるのみならず、前者に於ても相續財産の大きさに應じて、從量累進率を適用するは勿論

(イ)相續人が直系卑屬なるとき

(ロ)相續人が被相續人の指定したる者又は被相續人の配偶者兄弟姉妹并に其の卑屬中より選ばれたる者被相續人の家族たる直系尊族又は夫なるとき  
 (ハ)相續人が親族會に依り被相續人の親族家族分家の戸主又は本家若は分家の家族中より又は他人の中より選定せられたるとき

の如く親等を異にするに従ひて税率を異にし、遺産相續に在つても

(イ)相續人が直系卑屬なるとき

(ロ)相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき

(ハ)相續人が其の他の者なるとき

の各場合に於て累進級の刻み方を異にして居る。此等の點は諸外國に於ても、その種類及程度を異にこそすれ、大體に於て同一の精神により立法せられて居る。勿論茲に相續財産は必ずしも土地のみに限らず、凡ての財産を指すのであ

るが、土地は其の主なるものである。今日諸國に於て立法の上に、所謂不勞利得を國家に奪ふの方法として、相續稅制度の確立せざる所はない。乍併相續の如き不勞利得の最も顯著なる場合に於ては、今日の程度を以て満足すべきではない。即ち之に對する課稅政策としては、從來に比し一層その累進の程度を大にし、此の如き不勞利得を國家の手に收むるの機會を作ることが必要であるのみならず、又それと同時に他面に於て給付能力の各種の事情に應じて累進に差等を附することが必要である。而してその方法としては、我國の相續稅法に就て謂ふ時は、現行の方法の外に、相續人の營利能力の有無大小、相續人の所得及財產狀態等も亦給付能力に差等を生せしむるものなるが故に、之に依りて累進課稅を計劃するの必要がある。(10)乍併如此理論上首肯せらるべき事柄も實際の適用上に於ては種々の困難を伴ふものである。

以上相續稅に就て謂ひ得らるゝことは、贈與の場合にも適用せられる。蓋し贈與は之を受くる者より見るときは偶然性を有し、瞭に不勞利得である。從て贈與稅設定及重課の理由も亦此處に存するのである。

(9) 經濟論叢書第十五卷第六號神戸博士 相續稅に於ける特殊累進に就て

## (10) 同上

乙 土地増價稅 本稅は土地の不勞増價即ち社會的に作成せられたる増價、(Socially created increment value)に對する課稅であつて、不勞増價課稅方法中最も特色有るものである。その立法例は比較的最近の事に屬するも、此の種の思想は既に述べたるが如く、經濟學界の巨人ミルの經濟原論中の不勞増價(uneared increment)にある。一九〇九年の英國議會に於て、本稅が國稅として提案討議せられたる際、六月八日政府黨の名士ロブソン氏はゼー・エス・ミルは實に土地増價稅の父とも亦創造者とも謂ふべしとの贊辭を呈した。又英國のミルと相駢んで本稅の發達に貢獻せるものは、獨逸學界の偉人アドルフ・ワグナーである。而して立法上最も古きものは、一八九四年フランクフルト・アム・マイン市に於て立案せられたるものである。かくて本稅は獨逸に於ては地方稅として發達し、一九一一年に於ては、帝國増價稅法の發布となりて國稅に變化し、其後再び地方稅に移つたのである。英國に於ては當初より國稅の方針を採り、一九〇九—一〇年の財政法第一編に規定せられその實施を見るに至つたのである。實施後の成績に就ては未だ見るべきものがない。願ふに土地増價稅が國稅としては不成功

に終り、地方税として寧ろ採用せらるゝ傾向を有することは、本税そのものが、租税としては餘りに多く利益説に傾く性質を有するが爲めである。我國に於ても關東廳が之を地方税として設定し、又最近都市計劃財源として勅令により、特別税として採用せられんとしつゝあることは、此間の消息を最も良く物語るものである。土地増價税は土地の不勞増價を課税標準となすものなるが故に、土地に加へられたる個人の勞資に成る改良費は當然之より除くべきである。例之鑿井、整地、植樹、用惡水路、専用道路、堤坊の如き、土地の改良物として永久的施設であり、現に價値の存在するものは不勞増價にあらざるが故に、之を除外して課税標準を定むべきである。普通に行はるゝ方法は、現在價格と前取得價格との差額即ち増價額より改良費を控除し、又その控除の形式に就ても、或は之を前取得價格に加算して課税標準を算出することがある。而して此等の點につき最も精細且比較的完全なるものは獨逸帝國増價税法の採用せるものである。試みに之を示せば左の如くである。(11)

a. 前取得價格に加算せらるべき額

一、讓渡に要したる費用として取得價格の四%

二、建築費、修繕費、永續的改良費、農業、林業に關するものをも含む(鑛山に於ける採掘費及永續的設備費、其他計算上の價値の5%を加へたるもの、而して若し讓渡人が建築營業者又は建築工匠等にして自ら建築企業者なる場合は、その一五%を加算す)

三、租税計算の標準たる期間に於ける公の設備及改良の爲めの出費并に特別課徴、而して曆年終了後此期間の各全年に對し十五年に及ぶ迄之にその額の四%を加算す

四、總取得價格及一、二、六に依る加算額が直近の移轉以後各年一アール(百平方米突)に付百麻克を、又葡萄畑にして一アール三百麻克を超過せざるときは、其の總額の二、二分の一%

五、未改良地と改良地との間に區別を設け、前者にありては最後の移轉ありたる時より、各年毎に現實取得價格并に其の附加額と、四の計算に於ける總額との間に於ける差額に對する二%を、又後者の場合にはその一、二分の一%を加算す、而して最後の移轉の時より五年を経ざるときは、未改良地に於ける附加額は、その二分の一を減す

六、抵當付土地にして破産處分によりて移轉したるときは、その損害額を加ふ

(b) 差増額を決定するには、更に次の額を現在讓渡價格より控除す

一、讓渡人の仕拂ひたる讓渡費用(此の内には地方の慣習による手数料を含む)

二、讓渡人の申請あるときは、年々の土地よりの収益額にして、前取得價格に此等の附加額(一、二、及六に擧げたるもの)を加算したるもの、三%以下なるときは、その収益額、但し此れは最後の移轉の時より各年毎に、計算するも、十五年以上繼續するものにありては此の限にあらず

(c) 此の外讓渡價格に加算せらるべき額左の如し

一、土地の價值低落の爲の補償

二、讓受人に於て讓渡人に代りて讓渡契約に於て、本税の負擔を約したるときはその税額

以上はその大要であるが、何れの税法に於ても此の如く精細なる規定を設けたる所はない。土地の所有權移轉の場合にその不勞増價に課徴することは普通

に行はるゝ所である。乍併その土地にして法人の所有にかゝる等の事情より殆んど移轉することなき場合には、之に課徴するの途がない。従て前者との關係に於て公平を缺くことゝなる。之に應ずる策として諸國に於て採用せらるゝものは、直接税として定期課徴を爲すことである。例へば英國の如きは法人所有の土地に付ては、先づ一九一四年四月五日に課徴し其後十五年毎に評價課徴し、舊獨逸膠州に於ては、單り法人の土地のみならず、自然人に對しても其の土地の所有二十五年以上に及ぶ時は評價課徴し、我が關東廳に於ては十五年間土地所有權の移轉なきときにも賦課する旨の規定がある。次に税率に於ても或は比例税として英國の如きは、五磅の増價毎に一磅即ち二%であり、舊獨逸膠州も三割三分三厘の比例税である。然るに舊獨逸帝國増價税法及その地方税の多くに於ては、累進率を適用し、我が關東廳の規則も亦同様である。惟ふに苟も課税標準を算出決定してそれが純然たる不勞増價の性質を有するものとすれば、その全部を國家の手に奪ふとするも、何等非難すべき點はない。乍併此の如き理想は今日に於て到底實行せられずとすれば、不勞増價重課の理由に依り可及的重き特殊累進の方法に依るも毫も負擔者の苦痛となるものではない。

(三) 特殊の原因より生ずる不勞増價を、國家の手に收むる方法の主なるものは、所謂特別課徵制度である。特別課徵は米國にては special assessment と云ひ、英國にては betterment tax と稱せられて居る。(12) 而して此種の思想及その起源は寧ろ英國に在る。例之一六六二年ウエストミンスター<sup>1</sup>の街路擴張の際に於ける條例に於て、其の費用の支辨を人民の任意的寄附に依りて爲すべしと規定し、更に若し任意的寄附金を以て不充分なる場合に於ては、街路擴張實行委員は、財産所有者に對し其の受けたる利益に比例して費用を課すべき權利を與へられたのである。乍併其の實行は寧ろ米國に於て著大なる發達を遂げたのである。即ち米國に於ける最初の法律の基礎を爲せるものは、一六九一年のニューヨーク州法であつて、今日に於ては各都市の重要な財源を爲して居る。特別課徵の精神は所有財産の市價が地方公共團體の改良行爲によりて騰貴したるときは、其の財産の所有者は、特別に改良費を負擔すべきものなりとの、所謂受益者の特別負擔に在る。即ち市町村等の公共團體が道路の改良事業として、其の新設擴張舗裝歩道改良橋梁建設等を施行する時は、その地區に居住する人民は不勞的



に利益を得るが故に、此等の受益者に改良費を負担せしむるのである、之れ又不勞増價を社會の手に收むる有力なる方法である。右の如く特別課徴は、政府の施設により特殊の利益を受くる一定地域内の者に對し其の費用を支辨する爲め受益の程度に應じて賦果するものである。(13)或は之を特別分擔金と稱する學者もある。(14)然らば特別課徴の性質は、租税なりやと云ふに、若し凡て政府の課徴權により強制的に課徴するものを以て租税なりとするときは、之の意味に於ては租税である。乍併今日租税は所謂一般報償の原則に據るが故に、特別課徴の如く、受益の程度に應じて課する特別報償の性質を有するものは之を租税なりと謂ふことは出來ない。(15)次に手数料との關係は如何と謂ふに、政府の特段なる施設に依りて利益を受くる者に對し課徴せらるゝものなるが故に、此の點に於ては租税と異り、寧ろ手数料に近似し、或は廣義の手数料に入れて、租税と對立せしむることが出来る。乍併前者は一定地域内の受益に課せられ、地域并に財産に付て制限的なるに反し、後者は然らずして、一般的である。従て此の點に兩者の相異點を發見することが出来る。故に特別課徴は租税にあらず、さりとて又手数料にもあらざる一種特別の課徴である。(16)之れ特別課徴なる名稱

の存する所以である。政府が道路橋梁、築堤、下水道等の營造物の新設改良の爲め、その費用を一定地域の住民より徴收することは、即ち政府の力によりて作られたる人民の不勞増價を奪ふことである。ローズウオーター氏が特別課徴を以て疑もなく、地價増加の一部分を不勞利得より勤勞利得に移すものなりと謂へることは、之の點を指示したのである。(17) 特別課徴の制度は我國の法制上に於ても皆無ではない。即ち市制一二二條町村制一〇二條の如きは之である。

故人を利する營造物の設置維持其他の必要な費用は其の關係者に負擔せしむることを得

市(町村)の一部を利する營造物の設置維持其他の必要な費用は其の部に於て市(町村)税を納むる義務ある者に負擔せしむることを得

一般文化の發達に伴ひ、都市の改造は急要事であると同時に、他面此等の公の改良によりて不勞利得を得るの機會は益増大するのである。従て此等の不勞利得を豫め防止し負擔の公平を保たしむる爲めには、此の如き特別課徴の制度を善用することは最も策の得たるものである。

(12) Seligman: *Essay in taxation*, chapter XV, The betterment tax.

- (13) 神戸博士著租稅研究第二卷第三部二四八頁  
 (14) 小川博士著財政學五二〇頁  
 (15) M. H. Hunner: Outline of public finance, p. 130  
 (16) do. p. 129—131  
 (17) Seligman: Essay in taxation, chapter XV, p. 449

## 要 言

前叙の如く不勞増價は何等勞する所なくして生ずる財産の増價である。從て此の意味に於ては單に土地に就て生ずるのみならず、凡てのものに就て發生する現象である。即ち土地は單にその一場合に過ぎない。(18)故に此等各種の不勞増價を國家の手に收むるの方法を攻究する事が必要である。又その方法として、今日の社會制度に於ては、國家の政策としては課稅政策に依るの外途はない。即ち理想的に云ふ時は、此等の不勞増價の發生する原因を極め、國家的社會的及經濟的原因によりて生ずる不勞増價に對し、廣く別に相續稅贈與稅財産増價稅投機利得稅戰時利得稅等を起して、不勞利得稅の體系を作り、現今の稅制

の體系たる所得課税の趣旨より出たる租税體系に相對立して、而も之を補ふ形となすべきである。(19) 乍併土地は他のものに比し、不勞増價の最も顯著に發現するものであつて、その社會上の弊害も亦大である。從て土地の不勞増價に對する課税政策は、一層緊要なるものでなければならぬ。不勞増價の本質は、既に述べたるが如く、社會的に作成せられたるものなるが故に、之を全部個人の手より奪ふも何等苦痛を與ふるものではない。即ちその不勞利得の全部を失ふもその經濟主體の生活を脅かすことにはならない。乍併その源に溯り、此の如き不勞増價を生せしめ、分配の不公平を起さしむる現今の社會制度を改造し、土地の私有權制度を覆滅し土地國有制を斷行するを以て根本的解決策となすべきは勿論である。尤も此の主義に付ては相當支持點あると同時に、又到底實行し難き事情もある。從て、私有權制度の否認せらるゝ時代の來る時は、兎に角、此制度が一般に肯定せらるゝ現代に於ては、國家が不勞利得を自己の手に收むる方法は、租税に依るの外はない。又此の如き不勞利得の原因は、國家の手に作られたるものなるが故に、之を個人に理由なくして壟斷せしむることは、富の分配を不公平ならしめ社會政策の要求に反することゝなる。之れ課税政策上、不勞

利得重課の理由の存する所である。而して課税政策として吾人は土地に關しては、前に擧げたる諸種の課徴方法を採用するを以て急務となすのであるが、我國今日の制度に於ては、吾人の此の理想に遠ざかることは甚だ大なるものがある。(大正十二年四月)

(18) Seligman: *Essay in taxation*, Chapter III, p. 83

(19) 經濟論叢第十四卷第六號小川博士不勞利得税を論ず